

1 学年保護者 各位

東京都立山崎高等学校長  
中村 勝徳

多子世帯における都立学校授業料等支援事業について（お知らせ）

日頃より、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

「多子世帯における都立学校授業料等支援事業」については本年4月に事業の案内を配布したところですが、第1回就学支援金の認定結果通知の送付時期となりましたので、再度お知らせいたします。

この制度は、所得制限により就学支援金の対象とならない世帯（年収目安910万円以上）を対象に、収入に関わらず、保護者等の扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯に対して授業料等を二分の一（半額）に減額する制度です。

制度の申請を希望される方は、下記により手続きをお願いします。

なお、御不明な点等ございましたら、下記【問合せ先】まで御連絡ください。

記

1 制度の概要

別添「令和2年7月版多子世帯における都立学校授業料等支援事業授業料等減額手続きのお知らせ」を御覧ください。

2 申請書類の配布について

(1) 配布方法

経営企画室窓口にて随時配布しております。

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時00分まで

（土曜日・日曜日及び祝祭日は、窓口業務を行っておりません。）

3 申請書提出先及び提出期限

(1) 提出先

都立山崎高等学校 経営企画室（郵送又は持参）

(2) 提出期限

ア 4月に申請した就学支援金が不認定となった方

就学支援金の審査結果通知のあった日の翌日以降30日以内（4月からの減額となります）

※30日を超えた場合、申請をした月からの減額となります。

イ 4月に就学支援金不申請意向確認書を提出された方

減額の開始を希望する月の末日まで（申請をした月からの減額となります）

※令和2年6月までに当事業の申請を行い、授業料の減額が決定されている場合は、再度の書類提出は不要です。

4 その他

- ・本制度は、就学支援金認定世帯は対象外です。
- ・就学支援金を申請し、不認定となった場合は、審査結果通知のあった日の翌日以降30日以内の申請により、就学支援金の申請時点まで遡って減額が適用されます。

【問合せ先】

東京都立山崎高等学校

経営企画室 水石（みずいし）

電話：042-792-2891